＜資料●＞

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

放課後児童クラブ関係・令和４年度予算案の概要について

（令和４年度「学校を核とした地域力強化プラン」の予算案に係るブロック説明会資料）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．放課後児童健全育成に係る主要事項について

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成９年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第６条の３第２項〉：平成10年４月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした（平成27年４月施行）

【現状】（令和３年５月現在）

○クラブ数　26,925か所
（参考：全国の小学校18,889校）
○支援の単位数　35,398単位
○登録児童数　1,348,275人
○利用できなかった児童数（待機児童数）　13,416人

【今後の展開】

○「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年９月14日策定）を踏まえ、放課後児童クラブについて、**2021年度末までに約25万人分（約122万人から約147万人）**を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ**2023年度末までに計約30万人分（約122万人から約152万人）**の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

［クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移］

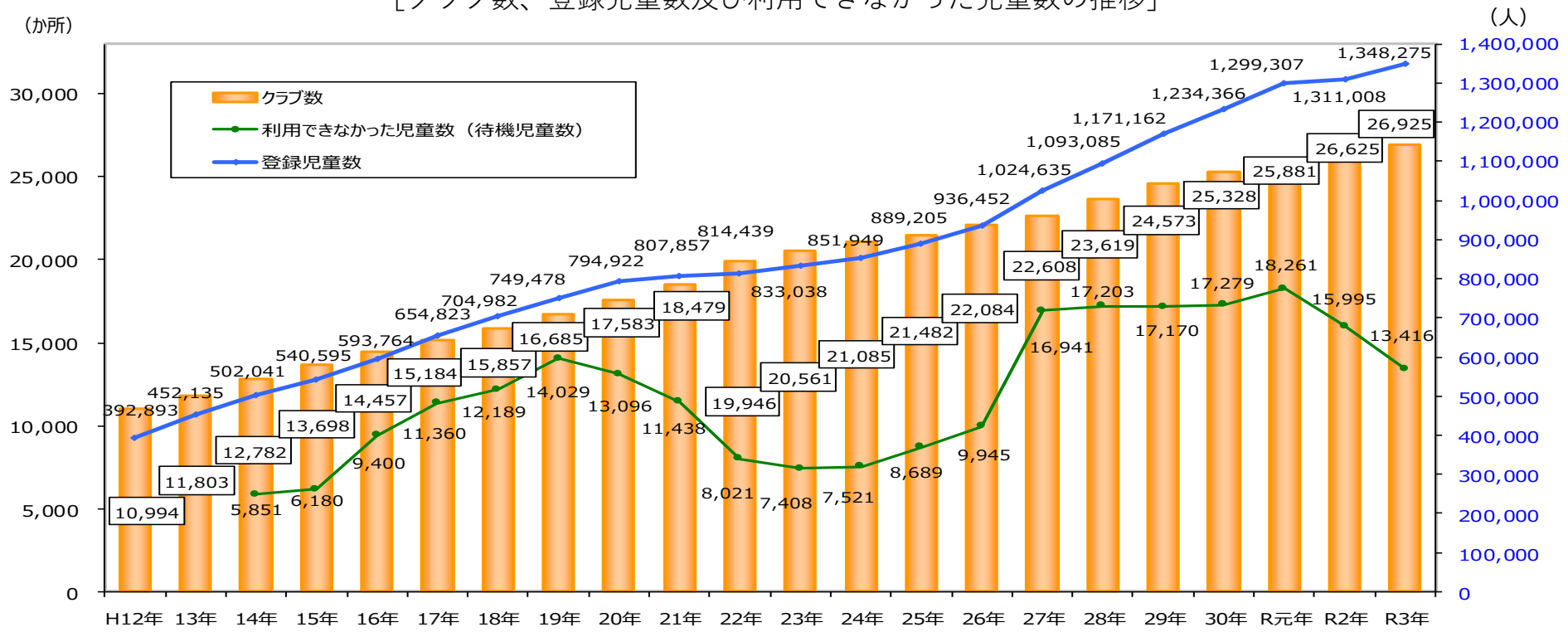

※5月1日現在（令和2年のみ7月1日現在）　厚生労働省調査

放課後児童クラブの現状①

※令和３年５月１日現在
（厚生労働省調）

○登録児童数の規模別の状況

登録児童数の人数規模別でみると、40人までの支援の単位が全体の約63%を占めている。

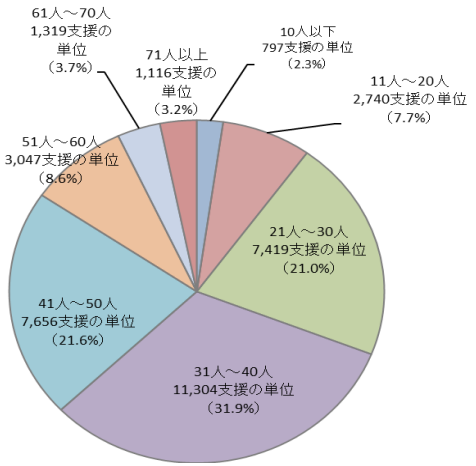

（参考）令和２年

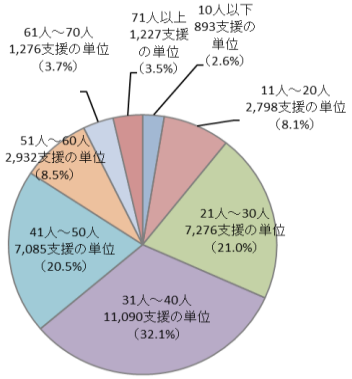

○終了時刻の状況（平日）

18時半を超えて開所しているクラブが全体の約60%を占めており、増加傾向にある。

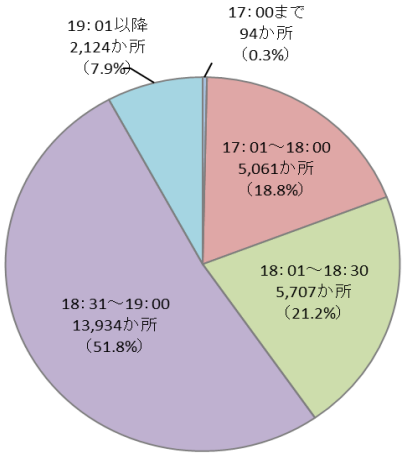

（参考）令和２年

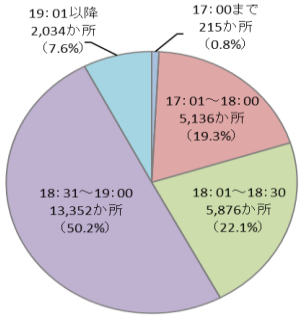

○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約53%、児童館・児童センターが約９%である。

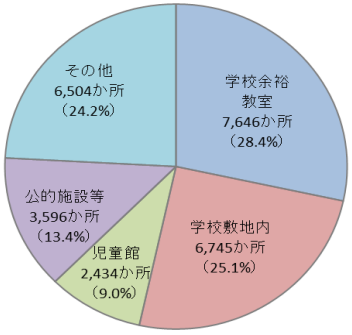

（参考）令和２年

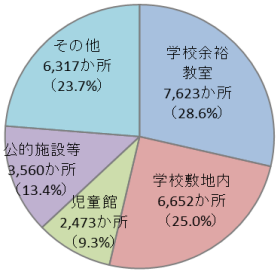

※「公的施設等」は、「公的施設利用」及び「公有地専用施設」を指す。

○学年別登録児童数の状況

低学年（小学１年生から小学３年生）及び高学年（小学４年生から小学６年生）の割合は、ほぼ横ばいとなっている。

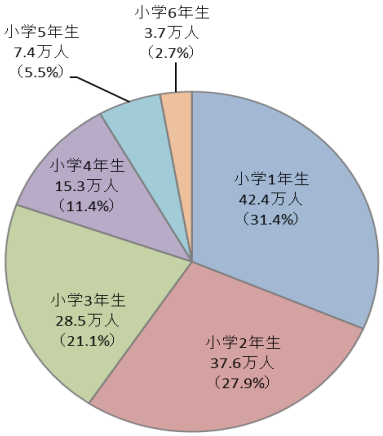

（参考）令和２年

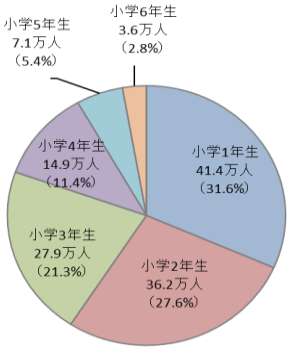

放課後児童クラブの現状②

※令和３年５月１日現在
（厚生労働省調）

○設置・運営主体別実施状況

設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約28%、公立民営のクラブが約49%、民立民営が約23%を占めている。

社会福祉法人	1,917か所（7.1%）
ＮＰＯ法人	1,066か所（4.0%）
運営委員会・保護者会	1,417か所（5.3%）
その他	1,679か所（6.2%）

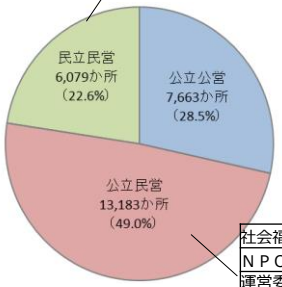

（参考）令和２年

社会福祉法人	1,834か所（6.9%）
ＮＰＯ法人	982か所（3.7%）
運営委員会・保護者会	1,466か（5.5%）
その他	1,493か（5.6%）

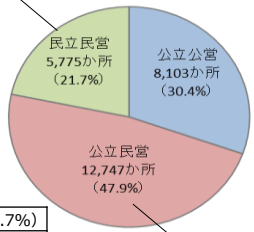

社会福祉法人	3,693か所（13.7%）
ＮＰＯ法人	1,878か所（7.0%）
運営委員会・保護者会	3,198か所（11.9%）
その他	4,414か所（16.4%）

社会福祉法人	3,664か所（13.8%）
ＮＰＯ法人	1,835か所（6.9%）
運営委員会・保護者会	3,381か所（12.7%）
その他	3,867か所（14.5%）

○待機児童数の学年別の状況

待機児童数の学年別の状況でみると、低学年（小学１年生から小学３年生）は　前年比で179人減少、高学年（小学４年生から小学６年生）は前年比で　2,400人減少した。

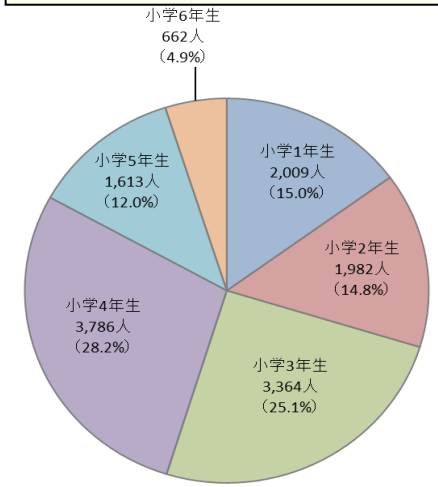

（参考）令和２年

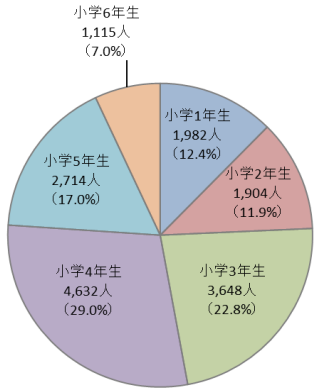

○放課後児童支援員等の状況

①雇用形態別の人数

常勤職員が全体の約36%を占める。

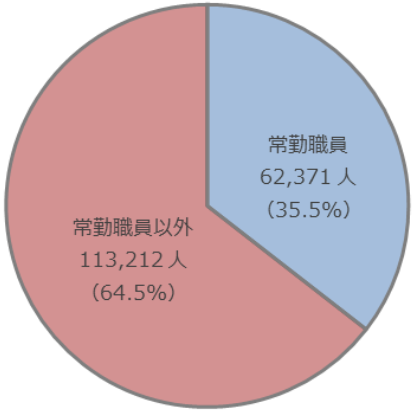

（参考）令和２年

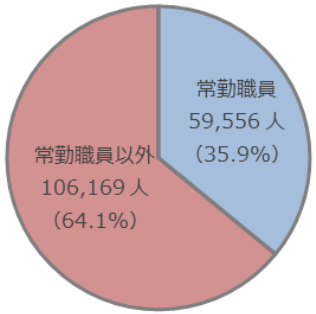

②支援の単位あたりの人数

５人以上従事しているところが全体の約46%を占める。

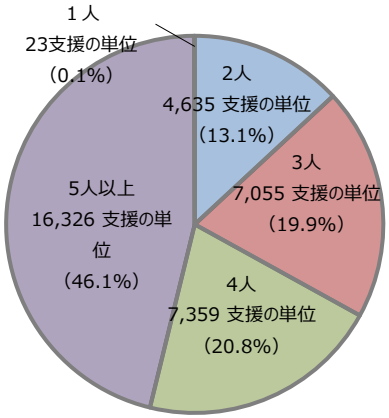

（参考）令和２年

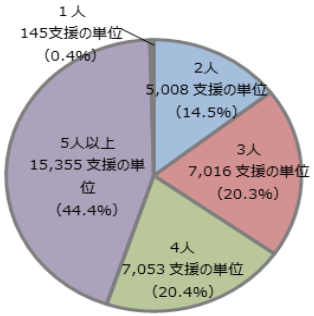

新・放課後子ども総合プラン

（2018（平成30）年９月14日公表）

背景・課題

○現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。

○小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

○そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

■放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）

■全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として１万箇所以上で実施することを目指す。

■両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

■子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

（2018（平成30）年９月14日公表）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）
放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約５万人分を整備し、５年間で約30万人分の受け皿を整備する。
122万人⇒152万人

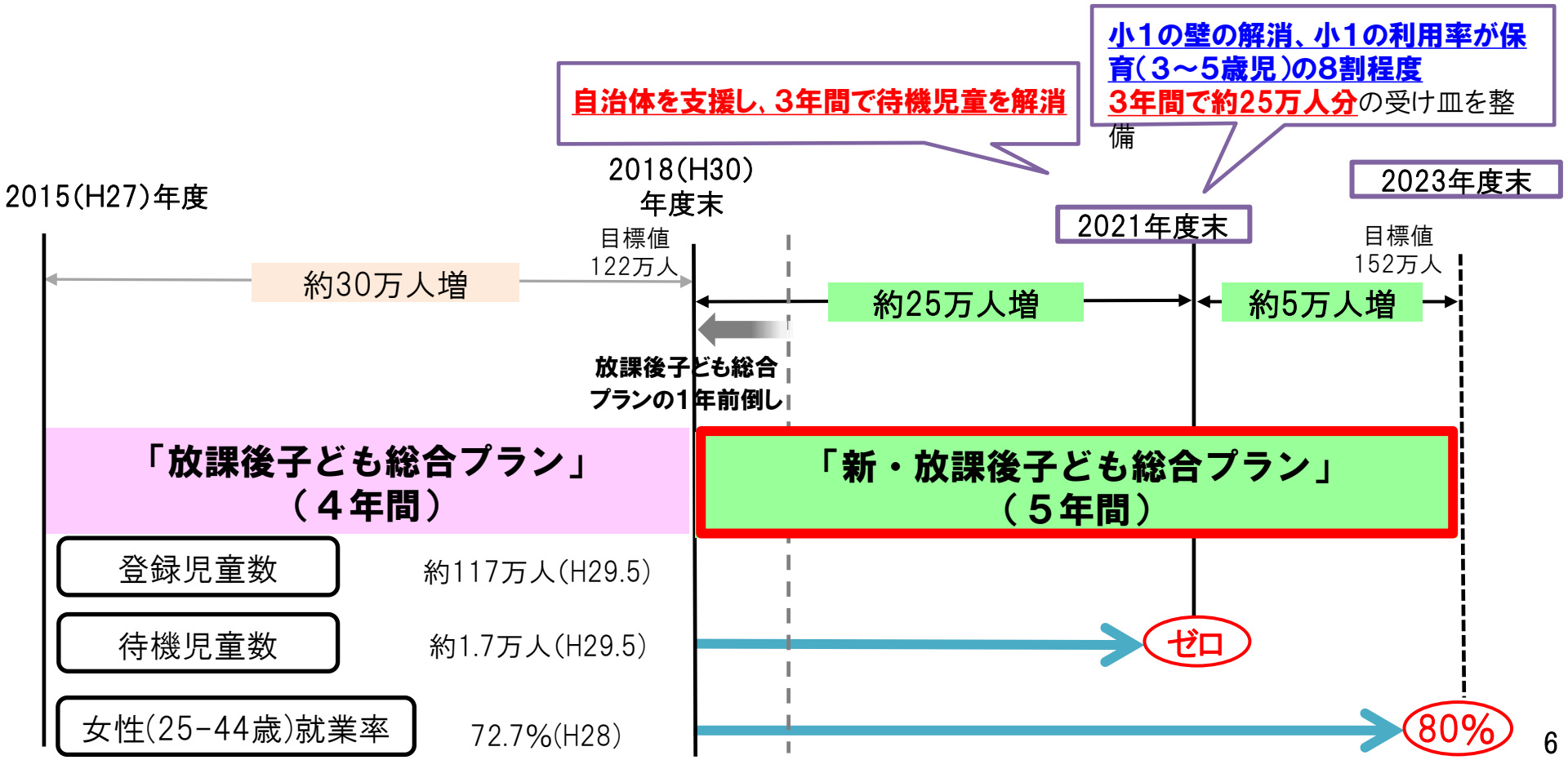

２．令和４年度予算案について

放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和４年度予算案（令和３年度当初予算額）：１，０６５億円（１，０９２億円）

子ども・子育て支援交付金　令和４年度予算案（令和３年度当初予算額）：９８１億円（９２２億円）
子ども・子育て支援整備交付金　令和４年度予算案（令和３年度当初予算額）：　８４億円（１７０億円）

○　保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。

○　実施主体：市町村（特別区を含む）　※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

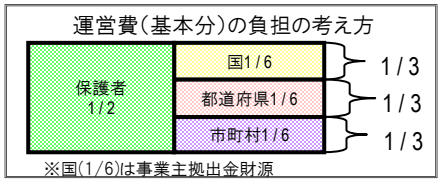

新・放課後子ども総合プランについて

「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年９月14日策定）を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分（約122万人から約147万人）を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分（約122万人から約152万人）の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

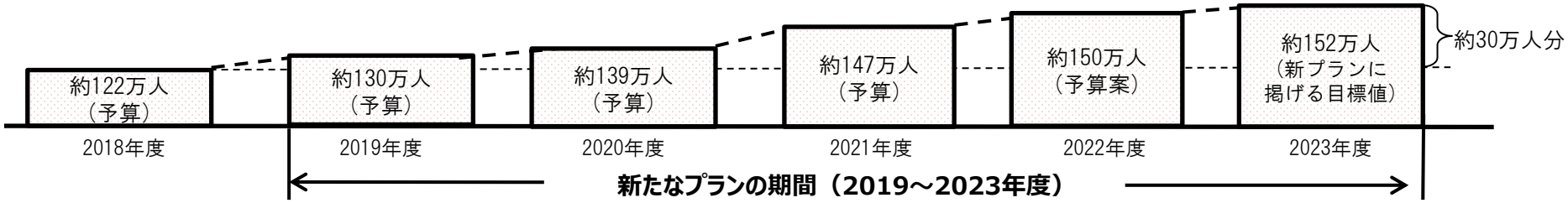

１．運営費等（主な内容）

（１）放課後児童健全育成事業（運営費）
放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

（２）放課後子ども環境整備事業
既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

（３）放課後児童クラブ支援事業
①　障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
②　待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助
③　放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

（４）障害児受入強化推進事業
（３）の①に加え、障害児を３人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

（５）放課後児童支援員の処遇改善
①　18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
②　放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

（６）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業
遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

２．施設整備費（主な内容）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

＜国庫補助率嵩上げ（平成28年度からの継続）＞

公立の場合：（嵩上げ前）国１／３、都道府県１／３、市町村１／３

→（嵩上げ後）国２／３、都道府県１／６、市町村１／６

民立の場合：（嵩上げ前）国２／９、都道府県２／９、市町村２／９、社会福祉法人等１／３

→（嵩上げ後）国１／２、都道府県１／８、市町村１／８、社会福祉法人等１／２

３．研修関係（主な内容）

（１）放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

（２）放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

４．その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

Ⅰ　子どもの居場所の確保

（１）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として４年生以上の児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

（２）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

Ⅱ　育成支援の内容の質の向上

（１）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

（２）放課後児童クラブの人材確保支援（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施）

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

５．令和４年度予算案における運営費の主な拡充内容

①　放課後児童支援員等に対する9,000円の処遇改善【新規】

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を３％程度（月額9,000円）引き上げるための措置※を、令和４年10月以降も、引き続き実施する。※実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

②　障害児受入強化推進事業の拡充【拡充】

・　障害児を６人以上８人以下受け入れる場合は現行の1名に加え、更に１名の職員を加配（計２名）、障害児９人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に２名の職員を加配（計３名）できるよう補助単価を拡充する。

・　医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設する。

【令和３年度補正予算における放課後児童クラブ予算の主な拡充内容】

①　放課後児童クラブで働く職員の収入の引上げ

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を３％程度（月額9,000円）引き上げるための措置※を、令和４年２月から実施する。
※実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

②　放課後児童クラブの整備促進

放課後児童クラブの待機児童を早期に解消するため、待機児童が発生している市町村等における放課後児童クラブ整備の加速化を図る。

③　放課後児童クラブ等における感染症拡大防止対策に係る支援等

放課後児童クラブ等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等や簡易な改修に必要な経費について補助を行う。

また、放課後児童クラブ等において、連絡帳の電子化やオンラインを活用した相談支援に必要なＩＣＴ機器の導入等の環境整備及び研修のオンライン化に係る費用を補助する。

放課後児童支援員等に対する３％程度（月額9,000円）の処遇改善

令和３年度補正予算：１０９億円 ※いずれも内閣府予算計上
令和４年度予算案　：１，７４８億円の内数

１．事業概要

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を３％程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和４年２月から実施する。

※　令和３年度補正予算により、令和４年２月から９月の間、子ども・子育て支援交付金とは別の補助金（国10/10）で補助。令和４年10月以降については、令和４年度当初予算案において、子ども・子育て支援交付金により同様の措置を講じる（国1/3, 都道府県1/3, 市町村1/3）。

２．対象者

放課後児童支援員や補助員、事務職員等の放課後児童クラブに勤務する職員（非常勤職員や公立の職員も含む。）。

※　経営に携わる法人の役員である職員を除く。
※　補助額は【補助基準額（月額）×賃金改善対象者数（非常勤は常勤換算）×実施月数】により算出する。
※　実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。
※　「放課後児童支援員等処遇改善事業」、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施していない放課後児童クラブも本事業の対象。

３．実施要件

①　令和４年２月から基本給又は決まって毎月支払われる手当※により、補助額以上の賃金改善を実施すること。

※　賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮して、令和４年２・３月分については一時金により３月にまとめて支給することを可能とする。
※　４月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の２／３以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とする。

②　賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること。

４．資金の流れ（イメージ）

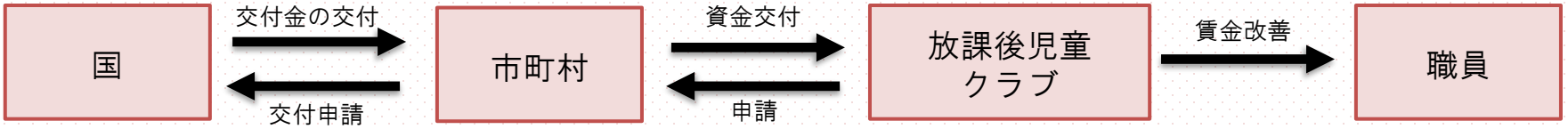

障害児の受け入れに伴う補助事業について

※赤字下線は令和４年度予算において拡充

	障害児受入推進事業 （放課後児童クラブ支援事業）	障害児受入強化推進事業		放課後児童クラブ 障害児受入促進事業
		①障害児に対する支援	②医療的ケア児に対する支援	
趣旨 内容	障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を１名配置。	障害児受入推進事業による放課後児童支援員等の配置に加えて、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等について、 ㋐３人以上５人以下の場合は１名 ㋑６人以上８人以下の場合は２名 ㋒９人以上の場合は３名 配置。	㋐　医療的ケア児を受け入れるために必要な看護師等を配置。 ※　職員がたん吸引等を実施するための研修を受講するための代替職員の配置等、医療的ケア児の受入れに必要な経費も補助対象 ㋑　医療的ケア児を受け入れるために必要となる付き添い等による送迎や病院への付き添い等の支援	障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業
実施主体	市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる			
国庫補助基準額（案）	年額1,956千円 （１支援の単位当たり）	職員１人当たり年額1,956千円 （１支援の単位当たり）	㋐の場合：年額4,061千円 （１支援の単位当たり） ㋑の場合：年額1,353千円 （１支援の単位当たり）	年額1,000千円 （１事業所当たり）
補助率	国１／３、都道府県１／３、市町村１／３			
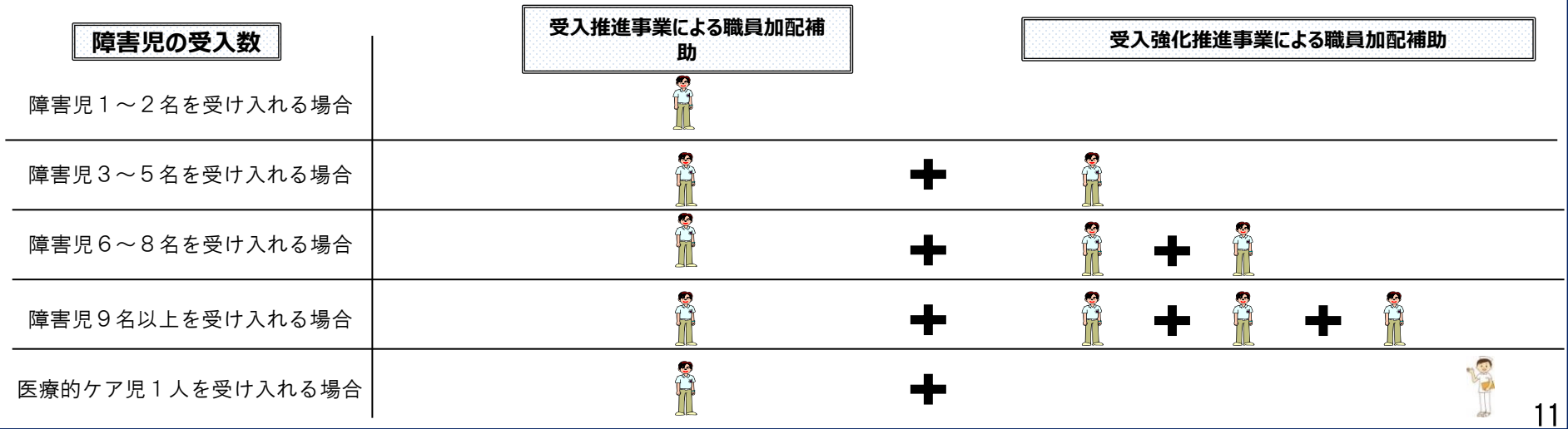
加配職員のイメージ